契約の解除に関する事項	は、その書面を受領した日）から起算して八日を経過するまでは、申込者等は、書面又は電磁的記録により役務提供契約の申込みの撤回又は役務提供契約の解除を行うことができること。 ［ロ～ト　略］

［２～６　略］

（法第四条第一項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る電磁的方法）

第八条　法第四条第二項の主務省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一　電子情報処理組織（販売業者又は役務提供事業者の使用に係る電子計算機と申込みをした者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第十一条において同じ。）を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ　販売業者又は役務提供事業者の使用に係る電子計算機と申込みをした者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該申込みをした者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ　販売業者又は役務提供事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて申込みをした者の閲覧に供し、当該申込みをした者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法

契約の解除に関する事項	日）から起算して八日を経過するまでは、申込者等は、書面又は電磁的記録により役務提供契約の申込みの撤回又は役務提供契約の解除を行うことができること。 ［ロ～ト　同上］

［２～６　同上］

［条を加える。］

二　電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

２　前項に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一　申込みをした者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二　ファイルに記録された書面に記載すべき事項について、改変が行われていないかどうかを確認することができる措置が講じられていること。

三　前項第一号ロに掲げる方法にあつては、ファイルに記録された書面に記載すべき事項を販売業者又は役務提供事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する旨又は記録した旨を申込みをした者に対し通知するものであること。

３　販売業者又は役務提供事業者は、第一項に掲げる方法により法第四条第一項の規定による書面の交付に代えて当該書面に記載すべき事項を提供するときは、申込みをした者が当該事項を明瞭に読むことができるように表示しなければならない。

（法第四条第一項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る電磁的方法の種類及び内容）

第九条　令第四条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

一　前条第一項に掲げる方法のうち、販売業者又は役務提供事業者が使用するもの

二　ファイルへの記録の方式

［条を加える。］